

特249
576
338



• 0045164000 •

3

0045164-000

特249-338

国史科教材研究

渡辺貞雄・著

成美堂書店

高1 6

昭和12

AHF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特249

338

高等小學講座

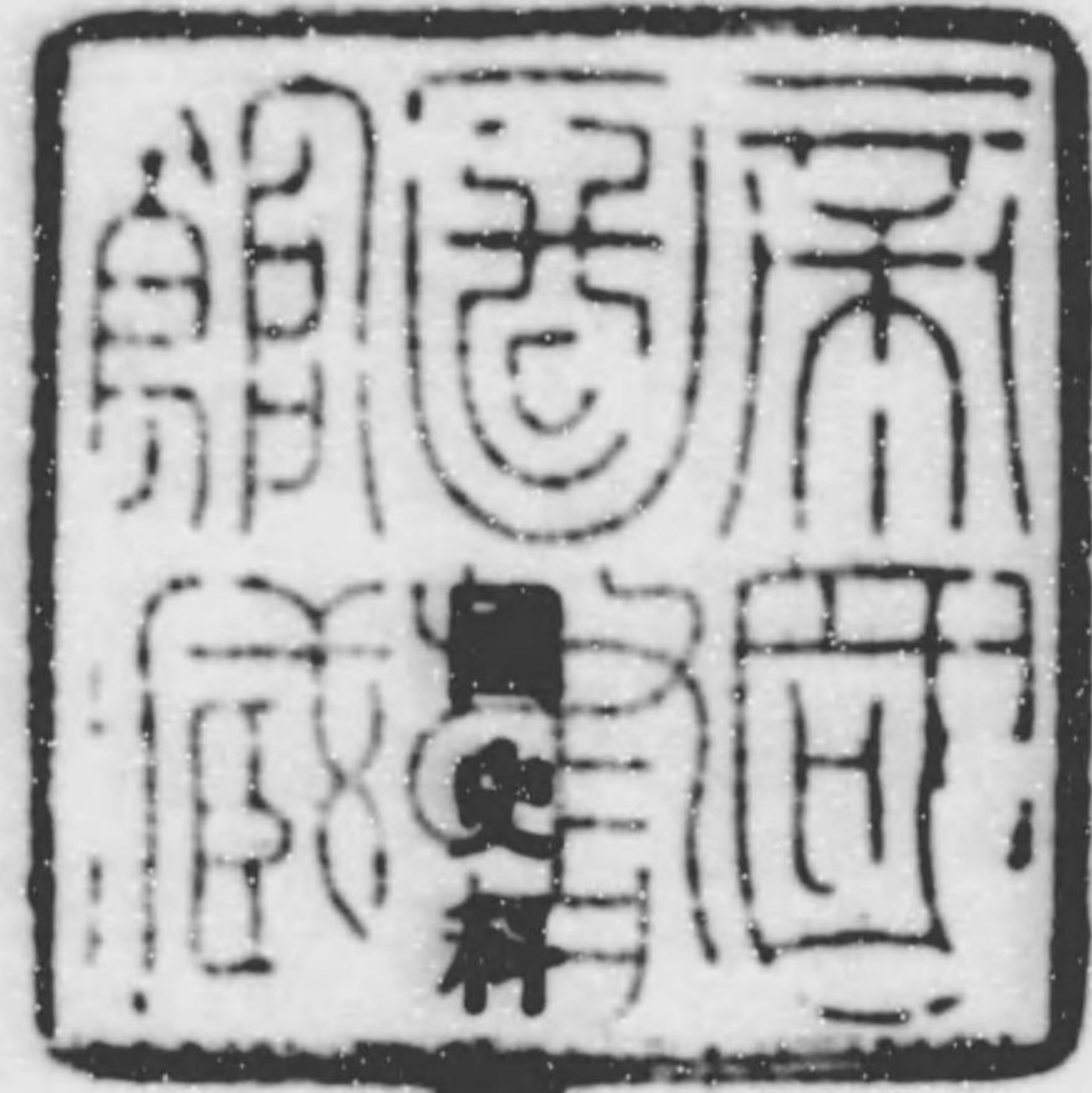
國史科教材研究(高二)六

渡邊貞雄

成美堂書店

35

特249
338



国文学部
教材研究(高二)六

渡邊貞雄



目次

第十六 武士の興起……………三三

一 地方政治の紊亂 莊園の發達……………三三

二 武士の起りと源平二氏……………三六

三、天慶の亂……………三九

四 源氏と東國……………三九

第十七 院政 武士の勢威……………三七

一 後三條天皇の親政……………三七

二 院 政……………三〇

三 平氏と西國……………三三

四 保元・平治の亂……………三三

第十八 平氏の顯者……………三六

一 平氏の全盛と顯者……………三六

二 平氏の衰微……………三三

三 源頼朝・同義仲の舉兵……………三三

四 平氏の滅亡……………三六

第十六 武士の興起

一、地方政治の紊亂 莊園の發達 平安時代に入つて朝廷が政務を怠り榮華に耽つてゐる間に地方の政治は大いに紊れた。地方官の私曲はすでに奈良時代より行はれ、光仁天皇・桓武天皇がこれを匡正し給ふ所あつたことは前述の通りである。それが、當時の朝廷は門閥の力によつて高位高官に上り、政權の爭奪に没頭し、遊宴を専として政治を省みないといふ風になつてからは益々地方官の私曲が行はれるやうになつたのである。其頃の謬に「受領(司)は倒るゝところに土をつかめ」といふ語があつた程で、地方官が如何にその官職を利用して食滲を行つたかを示してゐる。彼等は多く公務を聞き、納租を御留し、甚しいのは官物を横領してその罪跡隠蔽の爲に倉庫を焼いたことなどの例さへもある。一條天皇の永祿元年に尾張國の百姓等が國守藤原元命の暴政を訴へた名高い尾張國百姓解文などを見ると當時の地方官の私曲が想像を越えた程度のものであつたことを考へしめる。これ等地方官が貪汚候毒を恣にしたのみならず、京都の權門・勢家も亦頻りに田園を占取し、莊園は益々増加するに至つた。こゝで少しく廻つて莊園の發生とその發達とに就て考へて見よう。

抑々大化改新以來、土地は個人の私有を許さず、墾田牧授法によつて分配せられ、以て國民の生活を安定するとい

ふのが國家の方針であつた。けれども、人口の増加は舊來の田地のみにては班田に不足を來し、どうしても開墾によつて新たなる田地を増さなければならぬ。そして、班田獎勵のため土地公有の制度に例外を認めざるを得なくなり、やがてこの制度そのもの崩壊を來すこととなるのである。養老七年、三世一身の法といつて、新に池溝を造つて開墾した田地は三世に傳へることを許し、舊池溝の水利によつて開墾した田地は一身の間用益を許すといふ班田獎勵法を定めた。これは一定期間の用益を許し、その期間満了と共にこれを收公するのであるから、收公期が切迫すると人民は農耕を怠つて折角の墾田を荒廢せしめるに至つた。そこで、天平十五年、遂に班田は永久に私有せしめることとして、こゝに土地公有の大方針は捨てられたのである。一旦、班田永久私有の制が定まるや、權門・勢家・社寺・豪族等は争つて開墾を行ひ、何れも莫大の私有地を有することとなつた。これ等の私有地を當時莊園と呼んだのである。莊園の名稱は稱徳天皇の御代頃から史に見えてゐる。班田が莊園の成立に最も重要な關係をもつてゐることは勿論であるけれども、なほこの外に、賜田・功田・神田・寺田・勅旨田等がある。賜田は別物を以て賜はる職租田で、永く私有を許された土地であるし、功田のうち大功田は永久に、上功・中功・下功は夫々一定期間の私有を許されてゐたことは前にも述べた通りである。神田・寺田は社寺の用途に充てるため寄與せられたもので、賣買は禁じられてゐるが永久の不贖租田である。勅旨田は皇室的開墾地であるが、後には皇族・諸臣に賜ひ、社寺に施入せられることもあつた。これ等がやがて何れも莊園の起源をなすものであつた。尙、班田收授制度がその結果して施行されたであらうかといふ方面を見ておかうと思ふ。班田は如何に開かれても私有を許してゐるのであるから、これを班田に充てることは出來ず、増加する人口に班かつ口分田の不足を補ふには役に立たない。こゝに於て、班田收授の制度は年と共に實行

難に陥らざるを得ない運命にあつた。平安時代に入つた頃は諸國共に班田收授が規定通りには行はれず、畿内に於ても六年毎の班田が弘仁元年から十九年後の天長五年に行はれ、その後は更に五十二年を経て元慶四年に行はれた。畿内ではある有様であるから、地方諸國は更に甚だしかつたと考へられ、三十年又は四十年もの間班田が行はれないため、三十歳・四十歳になつて班田に預らないものと、死後數十年の間死者の子孫によつて占有されてゐる土地があるといふ風で、口分田は殆ど私有地と同じこととなつた。

かくの如くして、地方の政治が紊亂し、班田制が廢れて公田は私有地化し、權門・勢家・社寺・豪族等が次第に土地を兼併して莊園が發達増加するにつれ、地方人民も亦土地を有力なる莊園所有者に寄進し、自らはその莊民として國司の誅求を免れるやうな勢を馴致した。寛平六年十月の大政官符には

…無賴奸猾之類、勸稱王臣家之人、放縱暴猛不從國郡、侮慢牧宰、騷擾所部、…(類聚三)代傳

…諸國野蠻百姓、爲通謀役、勸社京師、好屬豪家、或以三田地許稱寄進、或以三舍宅許號賣與、遂請使取、加封立論、國吏雖知矯飾之計、而懼權貴之威、結口卷舌、不敢禁制、因茲、出舉之日、託事權門、不謂正稅、收納之時、番檢私宅、不運官戶、賦稅難濟、莫不由斯、…(上同)

と見えてゐる。この類のことを禁制せられた官符は前後に多數出てゐるが、何れもその實効なく、莊園は滔々として増加し、國庫の收入は減少するばかりであつた。そして、莊園はもと租税を上納したのであるが、次第に職租を免れ又は怠り、地方政治の弛廢によつて國司もこれを取締り得ないので、遂に莊園は不贖租・國司不入の地となつたのであ

莊園はかくして發生發達したものであるから、その組織も一概でないが、大體はその所有者を領主といひ、所有者が三位以上程度の者である場合には領家といつた。その上に名義上の所有者として院・宮・攝關家・寺社等がある時はこれを本家と呼んだのである。その管理も多くは所有者自ら當つたが、廣大な莊園又は各地に散在する莊園を有するものは別に管理擔當者を命じた。これを莊司・莊長又は莊預などといふのである。中には莊園の領主が國司の課役や他の侵犯を免れるために横門・勢家・寺社等に自己の土地を名義上獻納寄進し、自らは莊司の名に於て實利を維持するものもあつた。

二、武士の起りと源平二氏 地方政治が紊亂し、土地公有制度が殆ど廢れて莊園が發し、兼併が行はれる反面には當然の結果として土地を失ひ生活に脅かされる流浪の民が發生せざるを得ない。それで、道心なくして情となつて寺に寄食するもの、盜賊の群に投じて衣食を保つものなどが續出し、それもできないものは窮乏の末途途に倒れるといふ有様であつた。弘仁四年六月には、「應_レ禁_レ新_レ京_レ畿_レ百姓_レ出_レ粟_レ病人_レ事」といふ太政官符が出されて、路傍に斃死するものなき糶糶制を加へられてゐるのを見ても、當時の農民生活を想像し得るであらう。盜賊の横行は全國的で、この時代程盛な時代は恐らく前後にないであらうと謂はれてゐる。そして、東國に於ては群盜、西國にては海賊が最も暴威を逞くした。盜賊取締の令は屢代頻繁に出されてゐるが、兵備・警察の制も地廢して中央・地方共にその儀禮の効を見なかつた。かかる事態の間から武士といふものが生れて來るのである。

桓武天皇の延暦十一年に奥羽・九州等邊要の地以外は徴兵制度を廢し「郡司の子弟をとつて健兒としたことは既に述

べた所であるが、其後、奥羽・九州共に兵士の數を減じ、有位者の子弟をとり、健士(奥)・選士(九)と稱したが、軍備としては十分でなかつた。東國の郡府も平安時代の初に近衛・有兵衛・有衛門の六衛府と改められたが、それも時代と共に武人の本質を失つて一種の儀仗官となり、後には文官が兼任するやうになつて、東國の治安を維持する力さへ失ふに至つたのである。かくて、兵備も有名無實に歸し、前述の如き世體となつたので、地方の豪族はその有する土地と土地に住する農民とを保護する爲に實力によつて自衛の法を講ずることとなり、こゝに家子・郎黨と稱する譜代の私兵が起つて來た。而して、かゝる豪族の多くは上代以來の門閥か、或は中央から地方に移り住んだ名門・貴族か、或は任國に土着した國司の子孫で、何れも廣大な莊園と多數の私兵とを有してその地に永住したものであるから、住人とも呼ばれた。

大化以前に國造として權勢を有したものは、大化改新によつて舊來の勢を失つた譯であるけれども、前にも述べた通り、國司が中央から兼任したに反して、郡司には大抵地方有力者たる國造等が任命され、しかも終身官であり、多くは世襲であつたので、官位は低いけれども、土着譜代といふ點に於て彼く可らざる勢力を有した。これが地方門閥として後に豪族と謂はれるもの、一である。また奈良・平安の時代には中央の貴族が地方に住することは、その勢力を利用して地方人民の利益を侵害するおそれがあるとして禁ぜられてゐた。けれども、藤原氏が政權を壟斷し、他氏の立身を排斥するやうになり、一方、朝廷の財政が困難になるにつれて、令に定めるやうな待遇をこれ等貴族に與へ得なかつたので、豪族より降下した名門やその他の藤原氏及び藤原氏でも中央に志を得ないものは好んで地方に移り住み、その要領を利用して土地を開き民をなづけて勢力を得るやうになつた。これが後に豪族と謂はれるもの、二である。

更に、今の制度は國司の私曲請求を防ぎ、且つ、地方人民と情實關係の弊害を起さしめないうためにその任期を四年とし、國司が在任中に開墾した土地は轉任と共に收公することとしたのであるが、政治が弛緩するに及んで國司の重任が行はれ、土地も妻子の名義として永く保留するやうになつて、その任地と離れ難い利害關係を生じ、遂に土着するものが多かつた。これが後に豪族と謂はれるものゝ三である。

そして、これ等の豪族はその有する武力と財力とを以て中央の權門・勢家と結んで官位を得、權門・勢家は彼等の實力を恃んで中央の地歩を固めるといふことになつて、國司の裁判權も殆等行はれぬ有様となつた。そこで、國司も朝廷に請うて部内の豪族を檢非違・押領使・追捕使に任命し、その武力に軍事・警察の權を委ねるやうになり、禁裡・院・攝關家も彼等をして警衛に當らしめられた。これが武士の起りである。かくして、武士の實力は次第に重きを加へ、初は侍として低い地位と考へられたものが、後には中央の政權も是等武士の實力によつて動くといふ状態にまで進展するのであるが、それは後に説く機會があらう。

地方の豪族が武士といふ新たな階級として興起したことは以上のやうである。而して、これは全國を通じての現象であつたが、特に東國は、遠く京都を離れて支那の弊に陥らずに剛健の風を存したこと、古來、屢々蝦夷征伐に勲勞されて尚武の風が盛であつたこと及び土地の廣大に比して人烟が稀薄であつて多數の人民を養ふ餘地を存してゐたこと等の理由によつて、恰も武士の播種地の如き觀を呈したのである。而して、この東國武士を糾合統率してその棟梁となり、やがて中央の政界に進出して行つたものは源・平二氏であつた。後になつては源氏は東國、平氏は西國を夫々地盤とするやうになるが、その初めに於ては二氏共に東國に起つたのである。

皇族が姓を賜うて臣籍に下られることは、古來、その例に乏しくないが、皇子が賜姓降下されることは桓武天皇の御代にはじめてある。長岡國成・良岑安世の二人がそれで、何れも天皇の皇子であられた。それから、御歴代皇子以下の皇族にして臣籍に下ることが相次ぎ、平朝臣・源朝臣の姓を賜はつた例のみでも、平氏に六流、源氏に十四流がある。そのうちで後世最も著れたのは桓武平氏と清和源氏とであつた。

桓武天皇の皇子高原親王の御孫高望王が姓を平朝臣と賜はり、上總介に任ぜられたのが桓武平氏の始であり、清和天皇の皇子貞純親王の御孫經基王が源朝臣の姓を賜はり、武藏介に任ぜられたのが清和源氏の始である。そして、この二氏は子孫が何れも東國に繁延し、出自の尊貴を以て世に重んぜられ、他の豪族に比して一門相次いで人材を輩出し、次第に聲望を高めて後に相並んで共に武家の棟梁と仰がれるに至つたのである。

三、更遷の亂 上述のやうにして地方に勃興した豪族は世の亂れと共に互に勢力の擴張を競つて私闘を行つたのであるが、勢の赴くところ、それが遂に大叛亂を引き起し、榮華の夢に酔ふてゐた京都の朝臣等を驚愕せしむるに至つた。朝廷が地方豪族の勢力に注意を拂ふやうになつたのは、朱雀天皇の御代、略々時を同じくして東西に起つた平將門・藤原純友の亂以後のことである。

將門は鎮守府將軍平良持(高望の子)の子で、下總の豐田・相馬二郡の地方に本據を有し、一時、京都に出て攝政藤原忠平に仕へ、檢非違使たらんことを求めたが、志を得ないで本國に歸つた。承平五年、常陸の豪族源隆及び伯父常陸大掾平國香と事によつて争ひ、遂に國香を殺した。國香の子貞盛は藤原と共にその復讐を圖り、屢々下總に攻入つたけれども、將門に破られて目的を果し得なかつた。遂は朝威を銷りて本意を遂げんとして狀を奏したので、朝廷よりは

將門討伐の官符を下されたが、これは將門が上京して辨護したために一旦は宥された。しかし、その後と雖も兩者の争は止まず、朝廷よりは屢々將門討伐の官符が下るといふ有様で紛亂は天慶元年まで前後四年も續いて落着を見ない間に、事は益々大きくなつて行つたのである。

天慶元年、武藏守興食王・同介源基は同國足立郡司武藏武芝と不和を生じてゐたので、將門は兩者の間に立つて和解調停を圖り、それによつて解決を見たのであるが、事行違ひから源基は興食王・將門等が己れを害さんとするものと誤り考へ、直ちに上京して將門等の叛を訴へた。けれども、この度も將門は其の無實なる所以を陳狀して事なく止んだのである。

然るに、翌二年、常陸の住人藤原玄明が、官物を掠略し、常陸介藤原朝興の追捕を免れて將門に來り投じた。將門はこれを庇護し、兵を率ゐて常陸に入り、玄明有免の事を要求したが、朝興は貞盛の援を得てこれに備へ、その請を斥けたので、將門は遂に關府を圍み、火を放つてこれを燒き、惟幾を捕へ、印籠を奪つて引揚げた。従來は單なる豪族間の私闘にすぎなかつた將門の所行も、こゝに至つて遂に叛亂となつた譯である。

されば、將門と親しい興食王は、一國を奪ふも罪せられ、八國を奪ふも本罪せられるのであるから、事遂に至つては關八州を掠略するに如かない旨を勸めたので、將門はこれを容れ、兵を率ゐて下野・上野の關府を攻め、關司を追つてその印籠を奪ひ、武藏・相模にも及んだ。そして、八幡大菩薩の使と稱する一巫女の前につき、弟將平の切腹をも斥け、自ら新皇と稱し、僞宮を下總の岩井郷に營み、除目を行つて一族散放を八州の關司に任じ、更に大臣以下の百官もを任命したと傳へられてゐる。

同じ頃、西國にも藤原純友の亂が起つた。純友は良房の兄長良の曾孫に當り、良房の子である。さきに伊豫後に任ぜられたが、任期滿ちても歸らず、當時、内海に横行してゐた海賊を従へ、伊豫日飯島を根據として劫略を行つてゐた。天慶二年、將門が東國に起るに及び、遂に叛して伊豫・讃岐を略し、更に山陽道沿岸をも掠め、内海一帶は殆んどその害を受ける有様であつた。

かくの如く、東西ひとしくして亂が起つたので、久しく太平に慣れた朝廷等は全く驚駭し、將門・純友が相通謀して事を擧げたものと考へ、上下周章を極めた。しかし、兩者の間には事前には連絡なく、會も期を同じくして起つたのに過ぎなかつたのである。

天慶三年、朝廷は藤原忠文を征東大將軍、小野好古を山陽道追捕使に任じ、夫々將門・純友を伐たしめられた。然るに、忠文の東下に先だち、貞盛は下野押領使藤原秀郷の援を得て將門を下總に攻め、同年二月、遂に之を誅して東國の亂は平いだ。一方、純友は海上に威を振つてゐるので、討伐は容易に違拂せず、その年十月には九州に渡つて太宰府をも陥れる有様であつた。同四年、朝廷は藤原忠文を征西大將軍に任じて赴き討たしめることとなつたが、その未だ發しないうちに純友を誅することが出来、七月、西國の亂も鎮定した。これを天慶の亂といふのである。

この亂の功によつて秀郷は從四位下、貞盛は從五位下に叙せられ、後、何れも相次いで鎮守府將軍に任ぜられ、子孫は土着して夫々地方の豪族となつた。秀郷の子孫に小山・結城・那珂等の名族があり、貞盛の子孫の後は伊勢平氏、同族の後は伊豆の北條氏となつた。貞盛の叔父良文の子孫は東國にて千葉・三浦・大庭・梶原・土肥・土屋・秩父・畠山等の諸豪族として著れた。

忠常の叛が平いだけ、二十年を経た後冷泉天皇の御代に至り、奥羽に安倍頼時の亂が起つた。奥羽の蝦夷は嵯峨天皇の御代、文屋藤原の討伐以來、次第に王化に服し、陽成天皇の御代に出羽の蝦夷が叛いて秋田城を襲うたことがあつた外は、特に擧ぐべき程の動搖もなかつたのである。しかし、地方政治が紊れて中央の威令が及ばなくなるにしたがひ、歸順蝦夷の頭目たる伊弉長が豪族として勢を振ふに至つた。陸奥の安倍氏、出羽の清原氏の如きはその代表的なものであつた。

安倍氏は陸奥の六郡(磐前、和賀、庄内、刈谷、志波、羽手)を領し、累代の勢力を積み、國司に従はなかつたので、陸奥守藤原登任はこれを伐つたが、却つて敗れ退いた。永承六年、朝廷は源頼信の子頼義を陸奥守兼鎮守府將軍に任じて赴き鎮せしめられた。頼義がその子義家と共に陸奥に下るや、頼時は武威に懼れて降り、一時、平穩に歸したのであるが、天喜四年、頼時の子貞任が頼義の部下藤原貞光に怨を含み、これを襲うたので、頼義が貞任を罪せんとするに及び、頼時は歸順の態度を一變して再び叛した。翌五年、頼時は敢死したが、貞任は餘黨を率ゐて頑強に抗し、頼義の軍も屢々苦戦に陥り、朝廷に増援を請うに至つた。けれども、兵士も糧食も乏しく、遂に國府を守る有様で年々を過り、康平五年には頼義の再任の期も終つたので、朝廷は高階經重を後任陸奥守として赴任せしめた。然るに、士民共に經重の命を奉じないため、經重は空しく京都に引上げた。頼義は戦況が不利のまま、徒に年月を閲するので、遂に出羽の豪族清原武則の來援を請ひ、武則は自ら兵を率ゐて赴き援け、こゝに始めて苦境を脱することを得たのである。すなはち、小松權・衣川國を破つて賊を所川橋に追ひ詰め、九月、漸く貞任を誅し、弟宗盛を降すことが出来た。朝廷はその功を賞して、頼義を正四位下伊豫守、義家を從五位下出羽守、武則を從五位下鎮守府將軍に任じた。頼義は



廣家將長岡池 (三合年三合戦) 此處の原は國。等の久保守藤原は三合年三合戦。あるあて國橋つ代を敵りときを兵供て見をのる

更に殘黨を平げ、康平七年、宗任等を率ゐて京都に凱旋した。この戦をもと奥州十二年の役と稱したのは頼義が陸奥守兼鎮守府將軍に任じた承平六年から貞任の伏誅せる康平五年までを算し、また前九年の役といふのは頼時再叛の天喜四年から頼義凱旋の康平七年までを數へるのであらう。これより二十餘年を経て白河天皇の御代に至り、清原氏の内訌によつて奥羽は再び亂れるに至つた。安倍氏滅亡の後、清原氏が六郡の地を領し、安倍氏に代つて強大を致した。清原氏は武則の子武貞、孫貞衡と相繼いだ、武貞には前九年の役に安倍氏に味方して敢死した藤原經清の寡婦を娶つて生んだ家衡といふ子があり、經清の子清衡も亦母に従つて清原氏に身を寄せてゐた。武貞の歿後、家衡は清衡と共に眞衡と權を争ひ、遂に一族の間に内訌を生じた。白河天皇の永保三年、陸奥守として赴任した源義家は眞衡を助けて家衡・清衡に當つたが、眞衡は間もなく歿し家衡、清衡は義家に降つて、一旦、内訌は治まつた。然るに、應

徳三年に至り、家衡と清衡との間に争が起り、家衡の叔父武衡は家衡を殺したので、清衡は勢弱して義家に援助を求めた。義家これに應じて家衡・武衡の擁つてゐる登澤橋を攻めたが、容易に抜けず、苦戦を重ねたので、義家の弟兼光は官を捨て、急遽京都より下つて兄と力を合せ、寛治元年、漸く橋を陥れて家衡・武衡を斬り、亂を平らげることが出来たのである。この戦は應徳三年と翌寛治元年の二年間であるが、古來、後三年の役と呼ばれてゐるのは、義家が京都に凱旋したと推測される寛治二年までを數へてのことであらう。此の役後、義家は追討の官符を賜はり、武衡等の首を携へて京都に凱旋したし度き旨を請うたが、朝廷はこの戦を以て私闘とし、義家の功を認めず、従つて、恩賞も無かつた。そこで、義家は武衡等の首を遂に捨て、京都に還り、部下の將士には私財を以て功を賞した。藤原清衡は安徳・清原二氏の遺領を繼承し、藤原氏は清衡から基衡・秀衡を経て奉衡に至るまで、平泉に據つて威を奥羽に振ひ、京都の文化を輸入して東陣の地に凡そ百年間の榮華を誇つたのである。

前九年・後三年兩役により、さきに頼信によつて築かれた東國に於ける源氏の地位は益々固きを加へ、頼義・義家の武威は東國武士崇拜の的となり、就中、義家は

大將軍陸奥守(義家)の武威威勢上代にも又稀なり。所謂軍の中に人をあたゝむる仁心は陽和の氣胸に含み、雲の外に願を知る智略は天性の才胸に蓄ふ。或は士卒剛健の座、謀をもて人をはげまし、或は凶徒流落の期、掌をさしてこれをしめす。(奥州後三平記序)

といはれたやうに、その智、その仁、その勇共に後世武將の嚆矢と稱へられた。されば、東國武士は「事背天子、勿負源氏」(日本外史卷之三)とさへ謂つたと傳へられてゐる。さきにも述べた平氏及び藤原(源氏)氏の諸族は何れも源氏の

下に服し、更に義家の後は頼朝に至る本流の外、新田・足利・里見等、弟兼光の後は佐竹・武田・小笠原等の諸氏として何れも東國の名族となつた。後年、頼朝が東國に起つて容易に天下を取ることが出来たのも、全く父祖以來の餘德によるのである。

第十七 院政 武士の勢威

一、後醍醐天皇の崩御 後一條天皇以後、後冷泉天皇の御代まで凡そ五十年の長きに亘り、院政又は關白として政權を握つてゐた藤原頼朝は治暦三年に關白を罷め、翌年、弟頼朝が代つて關白に任ぜられ、同年、後冷泉天皇が崩御されました。後三條天皇が位に即き給うた。

さきに後朱雀天皇は御不豫とならせられしに及び、位を皇長子後冷泉天皇に譲り給ひ、尊仁親王(後冷泉天皇の御弟)を皇太子として立つべき旨を關白頼朝に諭し給うた。頼朝は親王が藤原氏の出にあらせられぬのを憚り、これを喜ばなかつたが、天皇の強い思召から遂に勅使に服して親王を皇太子に立て奉つたのである。關れば醍醐天皇より後冷泉天皇に至る十一代の御歴代は皆藤原氏の所生にましまし、その間は藤原氏が外戚として政權を握つたのである。然るに、後三條天皇の御母は三條天皇の皇女順子内親王であらせられたので、こゝに藤原氏の所生ならざる天皇の御即位を見た。

後三條天皇が外戚として藤原氏を憚らせ給ふの要が無かつた事情は右の如くであるが、天皇は英明剛毅の御資性にわたらせ給ふ上に、二十餘年の長い間東宮に在し、藤原能信(大宮)・大江匡房(通房)等の御輔導によつて御英資は一層輝達あらせられ、しかも三十五歳の御壯年を以て位に上り給うたのであるから、藤原氏の専横と内外の政弊とに對して一大改革を行はせられるには最もよい條件を具備し給うたのであつた。一方、藤原氏に於ても道長の時を頂點としてその後は道長親の人材を出さず、一族間の権力争奪に没頭する有様であつたので、天皇は御即位と共に藤原氏の抑制に意を用ひ給ひ、これより藤原氏は漸く衰運に向ふこととなつた。されば、教通は關白となつたけれども、父祖の如き権力なく、政治は天皇の親らし給ふ所であつた。

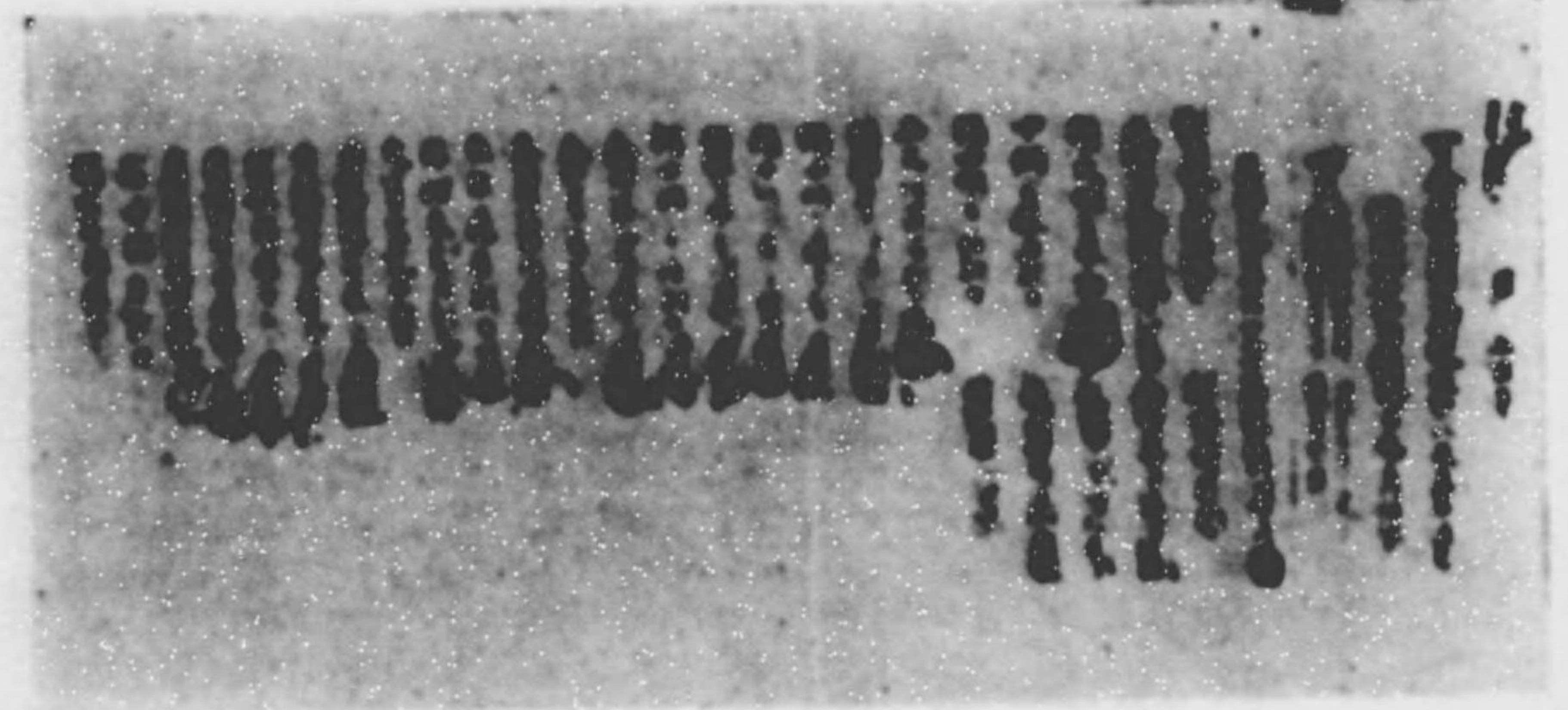
當時、莊園は益々増加し、國庫の收入は従つて減じ、地方政治の紊亂が甚しかつたので、天皇は先づ莊園の整理に着手せられた。即位の翌年、即ち延久元年、記録莊園奉製所(院政)を設け、寛徳二年以後に新置された莊園及びそれ以前のもので奉製の確かでない、國務に妨げあるものはすべて停止すべき旨を宣下し、權門・勢家・社寺・國司等より莊園に關する記録を徴して調査せしめられた。石清水八幡宮領については、その三十四箇所の莊園中十三箇所が停止された旨の記録が在るから、當時の莊園整理が可なりよく行はれたことが知られやう。關白頼通に對しても關係書類の提出を命ぜられたが、頼通は「五十餘年君ノ御ウシロミヲツカウマツリテ候シ間、所領モチテ候者ノ強縁ニセシナン下思ヒツヨセタビ候ヒシカバ、サユコソナンド申タルバカリニテマカリスギ候キ、ナンドウ文書カハ候ベキ、タマソレガシガ領ト申候ヘン所ノ、シカルベカラズタシカナラズ關シメサレ候ヘンヲバ、イサ、カノ御ハマカリ候ベキ事ニモ候ヘズ、カヤウノ事ハカタクソ申サタスベキ身ニテ候ヘバ、カズツツタシタツサレ候ベキナリ」(院政)

と奉答したので、さすがにこれは強制し得ないで、除外例とされたと傳へられてゐるが、藤原氏積年の餘威がなほ存したことを駁るものであらう。

天皇はまた地方政治紊亂の根源とも謂ふべき國司の重任を裁せられた。従前から行はれてゐた實官の弊として成功重任といふことがあつた。成功とは私物の賦納や造宮・造寺等の臨時の公用を勤めてその功を成し、任官・叙位の恩典に預ることを謂ひ、國司が成功によつて任期満了後再任せられるのを重任と謂ふ。この時、關白教通は藤原氏の氏寺たる興福寺の南圓堂の工事を大和國守に督せしめてゐたので、これを理由として屢々その重任を請ひ奉つたが、天皇は「關白攝政ノオモクソシキ事ハ、帝ノ外祖ナドナルコソアレ、我ハナニトオモハムソ」(院政)とて御許がなかつた。そこで、教通は「藤氏ノ上達部ミナマカリタテ、春日大明神ノ御威ハ、ケフウセハテスルゾ」(同上)と大聲に呼ばはつて座を立ち、藤原氏の公卿達はこれに應じて一人も退らず退出せんとしたので、天皇も止むなく南圓堂の成功を裁許あらせられたといふことである。これもさきの頼通の場合と同じく藤原氏未だ衰へずといふ證とも見られるが、しかし、かゝる手段に出でなければ關白の願も通らないといふのは、全盛時代の藤原氏には想像も出来なかつたことであらう。

天皇は更に奢侈の風を矯め、沽價の法や斗升の法を定め給ふなど一意弊政の改革に専念あらせられた。沽價の法とは物價の公定相場を立てられたことであり、斗升の法とは量器の一定を期し給うたことである。延久の宣旨(院政)とはこの時の訓を謂ふのである。

かくの如く、天皇が鋭意改革を行はれば、勢ひ藤原氏との衝突は免れず、その目的を達成するにはむしろ御自由



院政の開始 (文下院政皇上河白院)
。のもたれさ下に等官庄の用定例記り上院院日八廿月五年元治平

な地位に在すのを便と思召されるに至り、延久四年、天皇は御在位僅か四年にして御位を白河天皇に譲り給うた。しかし、改革断行の御志も空しく、後五箇月にして崩御あらせられた。頼通の如きも天皇の御英明には服し、「是末代之賢主也、依本朝運猶早以崩御也」(古事類)と天皇の御早世を國家のために哀惜し奉つたといふことである。

二、院政 白河天皇は御父後三條天皇の御責任を受けて剛毅果斷に宮み、先帝崩御のあとを繼いで高機を親し給うたが、御在位十四年の後、應徳三年御位を皇子堀河天皇に譲り、その後は上皇として政を院中に譲り給うた。これが院政の始めである。院政とは天皇が御親位の後に院中にて政を行はせられることを謂ふのであつて、後三條天皇が藤原氏の専横を御制し給はんとお志から思召し立たれたのであるが、御早世のため實現を見ず、白河上皇によつてはじめて行はれるに至つたのである。白河上皇は堀河・鳥羽・崇徳の御三代四十二年、鳥羽上皇は崇徳・近衛・後白河の御三代二十七年、後白河上皇は二條・六條・高倉・安德・後鳥羽の御五代三十四年の間各々院政を行はせ給うた。この前後凡そ百年間を院政時代といふのである。

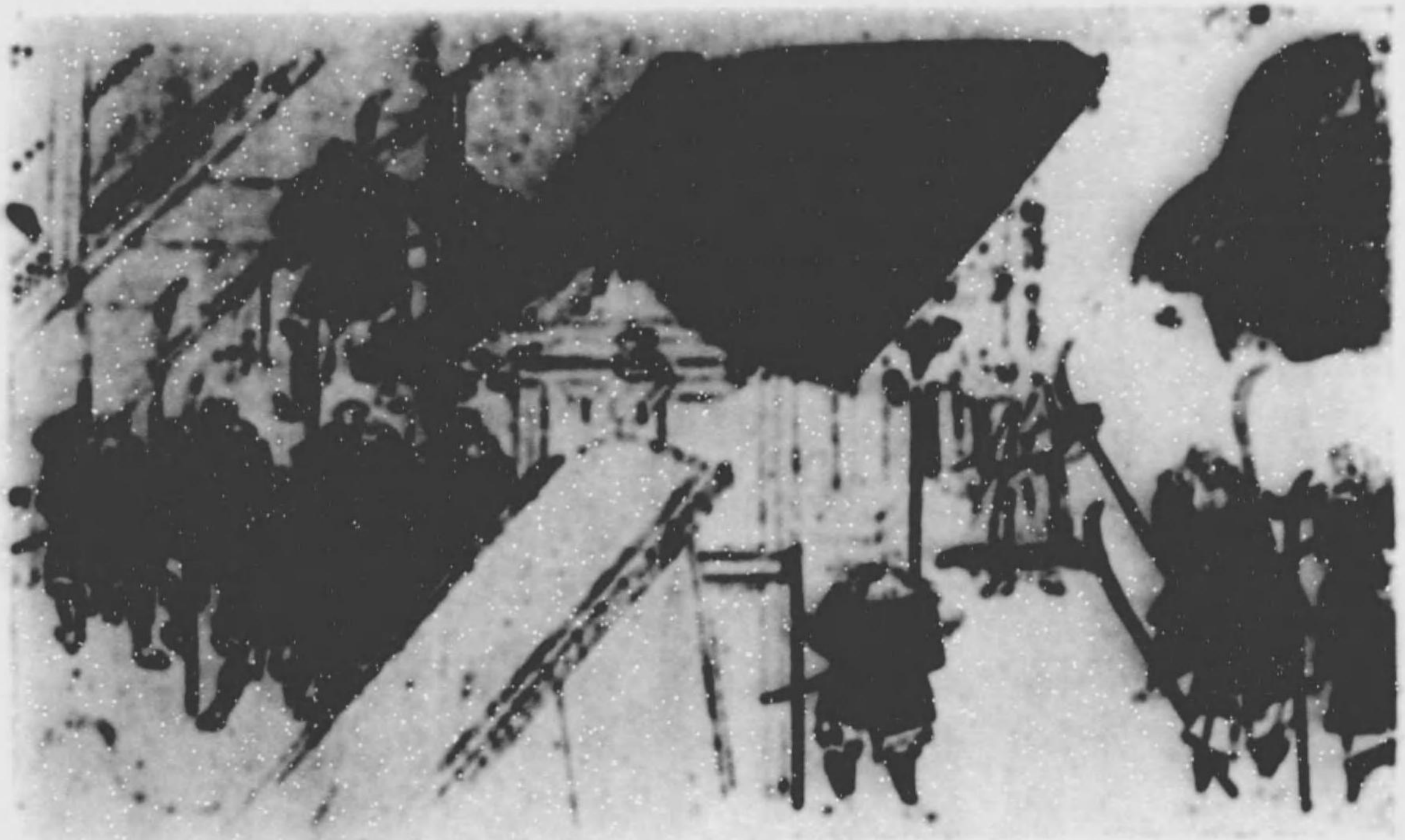
院政を行ふ所を院園といひ、別當(院人ありて院事)・判官代・主典代等の

院政があつて院政を専り、北面の武士があつて警備に任じた。かくて、天下の政は院に於て決し、院宣は御勅よりも重く、院園下文は太政官符にまさつて權威があるやうになつた。

院政の目的は藤原氏の専横を抑へて院政の改革を圖るに出でたものである。しかし、既に位を去られた上皇が政をとられるのであるから、變革的政治であり、大義名分の上より見る時は全く誤れるものと謂はねばならぬ。院政の出現によつて藤原氏を抑へることはできたけれども、これより政令二途に出で、禁裡と院との對立を生じ、朝臣と院の近臣と相執り、勢の赴くところ遂には皇室・公卿が二派に別れることとなつて、その弊は遂に保元・平治の亂の如き政争をさへ生むに至るのである。院政は大義名分の上から見て誤れるものであり、將來に禍因をのこしたのみでなく、院政時代の政治そのものも必ずしも後三條天皇の御志の如く庶政改革の實を擧げ得なかつた。

白河上皇は深く佛教を尊信し給ひ、京都白河に法勝寺を建て、三丈二尺の盧舍那佛を安置し、九重の塔を起された。ついで、堀河天皇の尊勝寺、鳥羽天皇の最勝寺、待賢門院(子)の圓勝寺、崇徳天皇の成勝寺、近衛天皇の延勝寺が建てられ、これ等を合せて六勝寺といふ。白河上皇御一代の佛事供養は佛畫五千四百七十餘幅、丈六佛像百二十七體、等身佛像三千五百十體、三尺以下佛像二千九百三十餘體、塔二十一基、小塔四十四萬六千六百三十餘基といふ大量に上り、この外高麗・佛法等は殆ど無数であつたと謂はれ、御幸もしきりに行はれて熊野へ八度、高野に四度に及び、そして、遂には全國に放生齋斷をも令せられるといふ風であつた。また鳥羽に百餘町に亘る廣大な隱宮を營み給ひ、近臣にも夫と隠地を賜はつて宛も通都の如き有様であつたと傳へられてゐる。

かくの如くして院政は漸く國體となつたから、その補填のため實官の風も亦起つた。當時、米一萬石納一萬石を上



東京東宮御所御物館 (天狗草繪) 【●】
天狗草繪御物館東宮御所
東宮御所御物館東宮御所
東宮御所御物館東宮御所

るものは人物を問はず國司に任ぜられるので、十歳の少年にして丹波守となつた例さへもあつた位である。従つて、後三條天皇の殿にせられた國司重任の禁は全く棄れ、莊園の新立も行はれて國司支配の公領は益々減少し、「神皇正統記」に「白河、鳥羽の御時より、新立の地領と多くなりて、國司の知る所百分が一と成りぬ。」と謂つてゐる程であつた。

風俗等もこの院政時代に愈々華美となつた。さきにも述べた豪華装束が豪華装束となつたのはこの頃であるし、田樂が朝臣等の間に行はれるに至つたのも亦この頃からである。さきに述べた僧兵は朝野の佛教崇拝に乗じて益々横暴を逞しくし、朝威をさへも恐れざるに至り、朝廷は檢非違使や源・平二氏の武力に頼つて僅かにこれを鎮壓せられるといふ有様となつた。このことは武士をして次第に中央に進出せしむる一因ともなつたのである。

三、平氏と源氏の勢力が義家の頃に頂上に達し、その後は人材も少なく、且つ一門の内訌もあつて漸く衰へたのに代

つて、この院政時代に平氏が興隆した。平貞盛の子維衡は伊勢に居り、その子孫を伊勢平氏と稱したが、維衡の曾孫正盛に至つて漸く著はれ、後に伊勢平氏が平氏の嫡流とせられるに至つたのである。堀河天皇の御代、對馬守源義親(義家の子)が任國に在つて公物を横領し、九州地方を劫掠したので、朝廷はこれを隠岐に流すこととせられたが、義親は配所に赴かず、出塞に留つて暴行を敢てした。因幡守平正盛は勅命を奉じてこれを伐ち、鳥羽天皇の天仁元年、遂に義親を誅し、正盛はこれより白河上皇の寵を得、その子忠盛も亦上皇の御信任をうけて、崇徳天皇の御代、山陽・山陰二道の海賊討伐に屢々功を立て、但馬守に任じ、ついで正四位上刑部卿に進み、昇殿を許された。忠盛の子清一は父の功によつて僅か十八歳で從四位下肥後守となり、間もなく正四位下安藝守に進んだ。

平氏が源氏に對抗する程の戦功なくしてしかも急速に源氏を凌ぐに至つたのは、源氏が藤原氏と結託してその爪牙となつたに對し、平氏が院政を行はれた白河・鳥羽兩上皇に信任をうけ、又西國にその勢を委つて貿易の利を収め財力に豊かであつたことによると考へられてゐる。その立身の早かつたのは財を散じて造寺・造塔などを行つて院の寵遇を悉くした結果であり、鳥羽上皇の發願たる得長壽院の如きは忠盛の造進したものであつた。平氏が西國に勢力を扶植しつゝ起つたことは源氏が東國に恩威を施して地盤を築いたことと相對して、後の歴史に大きな關係を有する事柄であるから特に注意を要する。

平氏が院によつて漸く興隆しつゝあつた時に、源氏は依然として藤原氏と因縁を結び、義家の孫爲義は攝關家に仕へ、忠實・頼長父子に臣事してゐた。そして、源氏と平氏とは一は東國、一は西國を夫々地盤とする武家の棟梁として相對立の形をなしたのであるが、しかし、未だ何れも望を天下にかける程の氣概は持たなかつた。それが院政によ

る政權の分裂は遂に保元・平治の亂を惹き起し、武家としてその實力に覺醒せしめ、公家政治に代る武家政治の嚆矢をひらくに至つたのである。

●、保元・平治の亂 鳥羽上皇院政の末年に當り、藤原氏に血族の争が起つた。關白忠通の弟左大臣頼長は深く歴史の學に通じ、一代の學者であつたが、性嚴厲刻薄にして愚左府と呼ばれ、父忠實の寵愛によつて兄に代らんし、忠通は近衛天皇の御信任にすがつてこれと拮抗し、藤原氏一門の争は遂に果を果實にまで及ぼすに至つた。

鳥羽上皇は繼妃美福門院(子)の所生なる皇子仁親王を愛され、永治元年、崇徳天皇をして僅か三歳の親王に御位を譲らしめられた。これを近衛天皇と申上げる。そして、鳥羽上皇を本院、崇徳上皇を新院と稱し奉つたが、兩院の間はこれより御不和となられた。近衛天皇は御在位十五年の後、十七歳にて崩御されましたので、崇徳上皇は自ら東御し給ふか然らざれば皇子重仁親王の御位を期待せられたが、鳥羽上皇は美福門院・忠通等と謀り、先帝の同母弟後白河天皇(仁)を御位せしめ給ふたので、崇徳上皇は甚だしく御不満に思召された。失意の頼長は崇徳上皇に阿附し、以て局面の轉換を策する所があり、物情は漸く險惡になつてきた。しかし、鳥羽上皇の院政を行はれてゐる間は頼長も事を舉ぐるを得なかつた。保元元年、鳥羽上皇は御病の重らせ給ふに及び、後事を委ひさせられ、平清盛・源朝等の武士を召して鳥羽殿を守護せしめ給うた。同年七月、鳥羽上皇本院崩御せらるゝや、頼長は崇徳上皇の御名によつて源朝・同爲朝・平忠正等の武士を召し、こゝに父子・兄弟・叔姪が夫々敵味方として相闘いだ保元の亂が勃發したのである。上皇方にては爲朝の唱へた夜襲の策が頼長に斥けられて用ゐられなかつたに反し、同月十一日未明、官軍方の源朝・清盛は白河殿を襲うて火を放つたので、爲朝等の奮戦にも拘らず、上皇方は敗れ、頼長は流矢に中つて歿し、上皇は

仁和寺に入つて落飾し、後、嚴禁に遷され給ひ、爲朝・忠正等は新野に處され、爲朝は伊豆大島に流された。御上朝院に於かれては嵯峨天皇以來死刑を行はれることはなかつたのであるが、この時、少納言藤原通盛(實)の議によつて死刑を復活斷せられたので、通盛は後世大いに非難をうけてゐる。しかも、いかに勅命を奉じてのこととはいへ、清盛は叔父忠正以下同族を斬り、藤原は再三父の死を宥されんことを請うたが聽かれず、家臣をして父及び弟等を斬らしめたのである。この亂はその起りが、皇室に於かせられては鳥羽上皇と崇徳上皇と御父子の御不和、崇徳上皇と後白河天皇と御兄弟の御争に關係し、藤原氏では忠實・忠通・頼長の父子兄弟の權争等に端を發し、戦は源・平二氏の父子・兄弟・叔姪が互に刃を交へ、結果は上述の如き慘事に終つたので、その亂物序は我が國史上前後に比を見ない所であつた。

保元の亂は僅かに一日を費さずして終り、戦闘も小規模であつたが、そのもつ歴史的意義は極めて重大なものである。すなはち、政權の轉移が武力によつて決せられ、從來は地方に蓄積せられてゐた武士の實力がこれより中央政界に突出し、武力を外にしては政治が動かないこととなつたので、今まで公家に隨順してゐた武家の棟梁が政治の主軸となるの端を嘗いたのである。換言すれば公家政治より武家政治への轉換の契機は實にこゝに存したのである。鳥羽上皇の崩御によつて院政は一時中絶して後白河天皇の親政となり、通盛が御信任を得て院政の刷新を行つた。通盛は實く和漢の學に通じ、頼長と共にこの時代の代表的學者と稱はれる人で、後三條天皇の先例に倣つて莊園の整理を企て、これまで至難の業と目された皇居造營を竣工するなど大いに皇威の振興を圖つた。保元三年、天皇は位を皇子二條天皇に譲り、院政を復活し給ひ、通盛の權威は益々加つた。



平治の戦い（平治合戦）の遺跡（平治の戦い）

平治の戦い（平治合戦）の遺跡（平治の戦い）
と等思慮古住は巻のこ。るあて雨場の打鐘所御院るけ於に風の治平
波六、鐘物博トスホは巻の打鐘所御院で巻三はのもるす存現れらへ傳
るみてれる處に家野男時若は巻の門部西信、家野的平松は巻の奉行藤

通憲の権勢が熾になるに従つてこれを喜ばぬ者が現れたが、その代表者は櫻中納言藤原信頼である。信頼は上皇の寵臣であり、近衛大将とならんことを望んだけれども、それが通憲に阻止せられたことから深く怨を抱くに至り、源義朝と結んで通憲を除かんと謀つた。一方、義朝は平清盛と共に保元の亂に大功を建て、亂後、左馬頭に任ぜられたが、清盛が上皇の寵遇をうけて次第に昇進し、播磨守から大宰大貳に遷つたのに較べると甚だ立身がおくられてゐたので、平氏の下風に立つて快しとせず、通憲によつて源氏の挽回をはからんとした。そして、その女を通憲の子時憲に娶せんと申入れたけれども、通憲はこれを拒み、やがて清盛の女を子成範の妻に迎えて平氏と婚を結んだ。義朝はこれより深く通憲及び清盛を恨み、遂に信頼と相結託するに至つたのである。この時、二條天皇の外戚藤原経宗や天皇の乳母の子たる藤原惟方も院政を廢して天皇親政の御世たらしめんと志してゐたので、おのづから院の権臣たる通憲を恨み、信頼・義朝と相結んだ。そして、通憲を除かんとしてその機を待つてゐる中、平治元年十二月、清盛及び子重盛等が熊野參詣に出發した處に乘じ、急に兵を擧げて亂を起した。

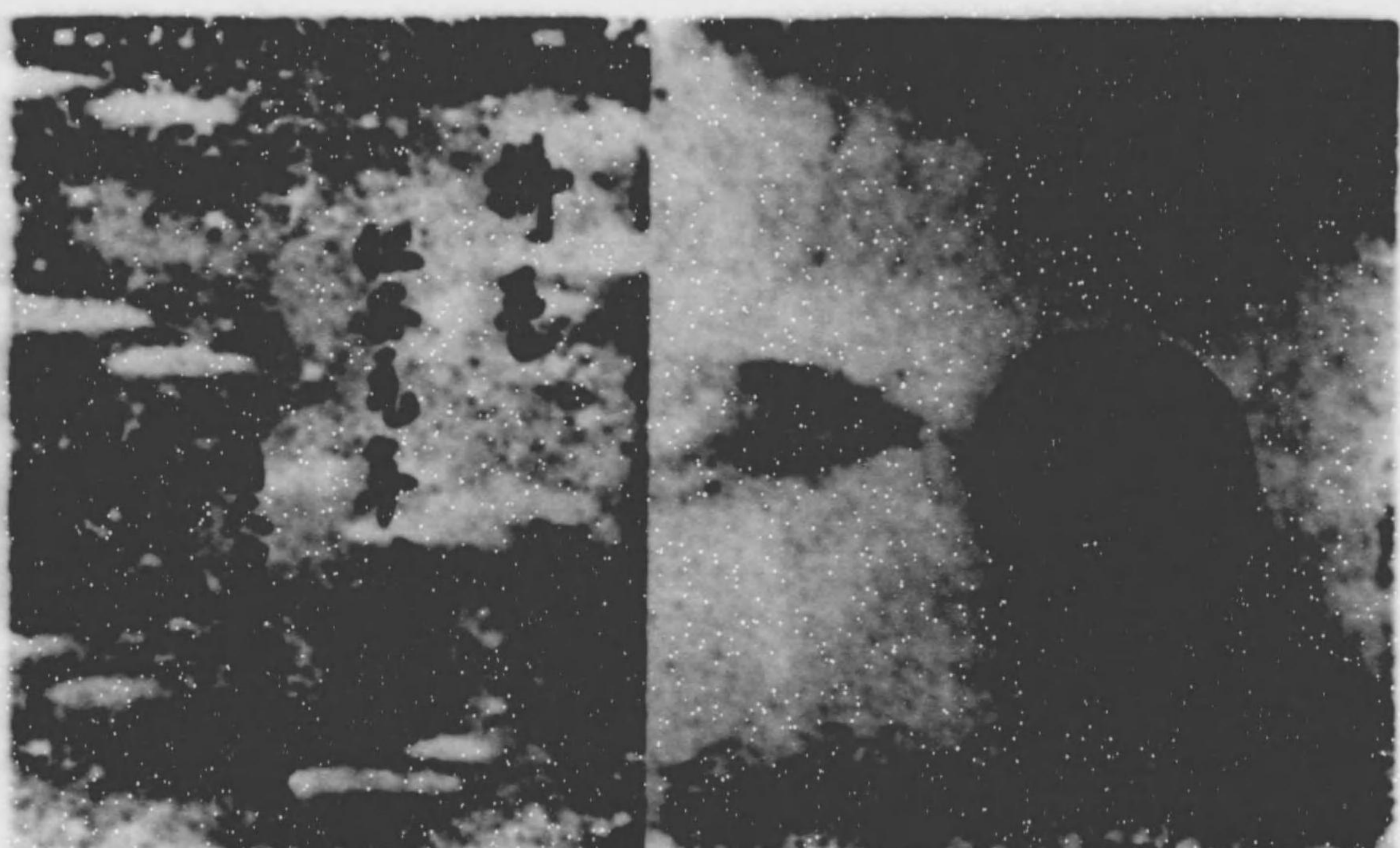
これが平治の亂である。すなはち、信頼・義朝は先づ上皇の三條殿を襲うて火を放ち、上皇・天皇を内裏に幽し奉り、こゝに占據して悉に除目を行つた。通憲は變を聞えて大和に走つたが、遁れ了せないで自殺し、その首は獄門にかけられ、悲惨な最後を遂げたのである。

一方、清盛・重盛等は變を知つて途中京都に引返したが、信頼等が内裏に據つてゐたので、これを急襲することを得なかつた。然るに、經宗・惟方は一旦信頼と結んだけれども、信頼が天皇を擁して我意を振ふのを見て喜ばず、遂に清盛と謀を通じ、天皇を内裏より平氏の六波羅邸に遷しまいらせ、上皇も亦連れて仁和寺に入り給うた。そこで、清盛は信頼追討の詔を奉じ軍を進めて内裏にせまり、義朝の軍を六條河原に誘ひ出して大いに之を破つた。信頼は仁和寺に逃れて哀を上皇に請ひ奉つたけれども遂に斬られ、義朝は部下と共に東國に走らんとして尾張の内海に至り長田忠致に殺された。その他、叛亂關係者は夫々處分せられ、やがて亂は平らいだ。義朝の諸子のうち、義平は一旦逃れて再び京都に還り、清盛を狙つてゐたが、後、捕へられて斬られ、頼朝は清盛の母の命乞によつて死を免れ、伊豆の蜷ヶ小島に流された。その他、今若丸(前全)・乙若丸(同)・牛若丸(同)は何れも夫々寺に投じて死を宥された。頼朝を源氏の地盤たる東國に流したことはこれを後の事實から考へれば平氏にとつて一大失策であつたと謂へよう。平治の亂も天皇親政と院政と政令二途に出でたことの結果にして、上皇・天皇御父子の御不和、公家の權勢争奪、武家の對立抗争が相結んで生じたものに外ならない。畢竟するに院政の生んだ禍である。そして、さきの保元の亂に於ては源・平二氏共に相並んで武家の實力を示し、中央政界に進出したのであつたが、平治の亂に於てはそのうち源氏が衰へ、平氏が全盛を致すの階梯をつくつたのであつた。

第十八 平氏の顯名

一、平氏の全盛と顯名 藤原氏の攝關政治が上皇の院政に移り、院政がまたその弊によつて他に移らねばならぬ大勢を醸成し、遂に武家の進出となつた。そして、源・平二氏のうち、先づ平氏が武家政治を行ふこととなつたが、その政治形態は藤原氏の公家政治を模倣して大變革の如くには見えないけれども、實は地方武家を地盤としてその上に立つた武家政治であつたのである。

清盛は平治の亂に於ける功によつて官位しきりに進み、その勢力は忽ちにして朝野を壓するに至つた。永萬元年、二條天皇は位を六條天皇に譲り給うた後に崩御あり、後白河上皇は憲仁親王を立て、皇太子とせられた。親王の御母平滋子(建春)は清盛の妻の妹である。時に天皇は御年二歳、皇太子は五歳にましました。仁安元年、清盛は内大臣に拜し、翌年、從一位太政大臣に昇り、武家出身にして太政大臣に任ぜられるの斷例を開いた。仁安三年、六條天皇が御讓位あつて、高倉天皇が立ち給ふや、清盛の女徳子(建禮)は入内し、後、中宮に冊立せられた。人臣にして中宮に立てられたのは藤原氏を除いては平氏を以て始とする。この前後に於て清盛の子弟、一族の公卿たるもの十六人、殿上人三十餘人、諸國の受領・衛門の諸司をも數ふれば實に六十餘人の多きに上り、女子は攝政藤原基實をはじめ



平氏神島殿 (平氏神島殿の遺跡)

平氏の顯名を自らの手で築く

朝相の輩となり、その莊園は三十餘國五百餘箇所に及んだ。これに加ふるに武家の棟梁として兵力を有したのであるから、その勢力は滿朝を壓し、藤原氏の盛時をも凌ぐ有様であつた。されば、平時忠の如きは「此一門ニアラヌ者ハ男モ女モ尼法師モ人非人」(平氏一門)と傲語して憚らなかつたといふ。

平氏がかくの如く榮達を見たのは、勿論、その武功によるのであるけれども、清盛が一介の武將に止らず、策略に富んで諸勢力の操縦に成功した結果に外ならない。即ち、平治の亂後、後白河上皇と二條天皇との御不和が導かせるに及び何れも平氏の武力を頼みとし給うたが、清盛はその間に處して巧みに自家勢力の伸張を圖り、その女徳子を藤原基實の室に入れて藤原氏と結び、次第に門地の向上を企てるなど、尋常武人の企て得ない雄大な處世振りを示した。清盛は一面に於て經綸の才をもち、瀬戸内海の上權を握り、外國貿易に留意して日宋貿易の獎勵を行つたなどはその著眼の凡ならざるを示すものである。清盛は安藝守たりし時より嚴島神社を尊信し、その遺蹟した社殿は輪奐の美を極め、同

社に奉納せる平氏一門の真經の如きも善美を盡したものである。又、彼が船舶の往來に便するため安藝の菅戸の瀬戸を開墾したのもこの頃であつた。後には内海の東方咽喉たる福原に別荘を構え、以て海上權を控制し、兵庫に築港を施した。兵庫の港は古來大輪田泊（おほのりうでんぼし）といつて内海の要津であつたが、清盛は私財を以てこれを修築し、その在世中に宋船がこゝに入港するやうになつた。後年、平氏が都落してからその滅亡に至るまで三箇年もの間、瀬戸内海に於て源氏の追撃を支へ得た如きは全く平氏が海上權を掌握してこゝに勢力を扶殖してゐた餘澤といふ可きである。



平重盛の像（京都市神護寺蔵）

源氏信實の筆と傳へられたる、實のある。

平氏の榮華に伴つてその横暴も漸く甚だしくなり、遂に平氏討滅の謀を回らす者も現れるに至つた。仁安元年、基實歿して弟基房が攝政となつたが、清盛は藤原氏の舊儀で攝政交代に伴つて讓渡さるべき家領を基實の妻盛子（前盛の女）の

許に遺留せしめて藤原氏累代の家例を破つた。また一門のうち最も温厚の長者と謂はれた重盛でさへ、その子資盛がかつて基房の家人に辱しめられたことを憤り、嘉應二年、高倉天皇の御元服の式に参内する基房を遂に要してこれに報復し、そのために御元服式を延引せしめたといふ事件もあつた。されば、後白河上皇も漸く平氏の專横を厭はせられ、

遂にはその近臣をして平氏の討伐を囑らしめられるに至つたのである。治承元年、院の寵臣藤原成親・子成經・藤原師光（光西）は上皇の密旨を奉じて法勝寺の執行僧俊寛及び平康頼・源行綱等と結び、しばしば俊寛の鹿谷（しかや）の山莊に會合して謀議を濫した。然るに、行綱が變心したために事露れ、清盛は急遽福原より歸京、先づ西光を斬り、成親を備前に、康頼・俊寛・成經を鬼界・島に流した。成親はやがて配所で殺され、康頼・成經は赦免されて京に歸つたが、俊寛はつひに赦されなかつた。この時、清盛は上皇を幽閉し奉らんとしたが、重盛の切諫によつて事止んだと傳へられてゐる。しかし、此時重盛が忠孝兩全の諫言をしたといふ傳へは史實としては必ずしも確實ではないやうである。

平氏討伐の密謀は一度未發に鎮壓されたが、上皇の平氏に對する御憤りは益々募り、清盛に對しては強硬の御處置をとられるやうになつた。殊に重盛が治承三年に歿してからは清盛の專横も一層露骨になつて上皇と平氏との關係は愈々險惡になつたやうである。この年、基實の室盛子が歿したが、さきに基實より讓られた遺領を基房に繼がしめ、重盛の歿後、その遺領たる越前國を子維盛に與へられんことを清盛より奏請したのを聽許あらせられず、基房と謀つてこれを收公せられた。清盛はこの御處置を恨み、兵數千を率ゐて福原より上京し、高倉天皇に奏請して關白基房・師家以下上皇親近のもの三十九人の官職を奪ひ、基房を備前に流し、藤原基通（基實の子）を關白とし、更に上皇を鳥羽殿に幽閉し奉つた。人臣にしてこの無道を行ふこと誠に言語に絶する次第であつて、奔る平氏の運命もはや久しからざるを思はしめたのである。

天皇はこの暴舉をいたく軫念ましまし、翌四年、皇子言仁親王に讓り給うた。親王は建禮門院の所生にあらせられ清盛の外孫に當り給ひ、時に御歳僅かに三歳にわたらせられた。安徳天皇と申し上げる。こゝに於て、平氏の榮華は

その極盛に達したと同時に衰亡の機運も亦こゝに萌してゐたのである。

二、平氏の亂 平治の亂以來、源氏が全く沈淪せらるうちに、源頼政は平治の亂に初め信賴に與したけれども、清盛に附いて働き、治承二年には清盛の奏請にて源氏としては前例なき従三位の高位に上つた人である。然るに、清盛の專横日に甚だしく、平氏の運命もこゝに轉ると見て起つて兵を擧げるに至つた。すなはち、治承四年、頼政は後白河上皇の皇子以仁王を奉じ、平氏追討の令旨を源行家をして諸國の源氏に傳へしめると共に、延暦寺・圓城寺・興福寺等の諸大寺の僧兵を誘つて事を擧げんと謀つた。以仁王の下された令旨は次の如くである。

下、東海東山北陸三國源氏并群兵等所

事、早遣討清盛法師并從類叛逆等事

右、前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣、率

最勝王勳、清盛法師并宗盛等、以成勢二起凶徒、亡國家、備亂百官萬民、廢五畿七道、幽閉皇院、流罪公臣、斷命流身、沈瀆込、監射領國、奪官授職、無功許賞、非罪配邊、或召釣於諸寺之高僧、禁於修學僧徒、或給下於飯稻米、相具謀叛、斷百王之斷一切、一人之強、遠違帝皇、破滅佛法、絕古代者也、于時天地響應、臣民皆怒、仍首爲二院第一皇子、奉天武皇子舊儀、追討王位推取之聲、防上宮太子古跡、打亡佛法破滅之類、嗚呼、人力之精、備所仰天運之扶也、因之、如有帝王三寶神明之冥感、何怨無四岳合力之志、然則源家之人、源氏之人、兼三國諸國之間、堪勇士者、同令與力追討、若於不同心者、准清盛法師從類可、行死流邊禁之罪、若於有勳功者、先預國之使、兼御即位之後、必

思可、賜勳賞也、諸國宜承知、依宣行之也。

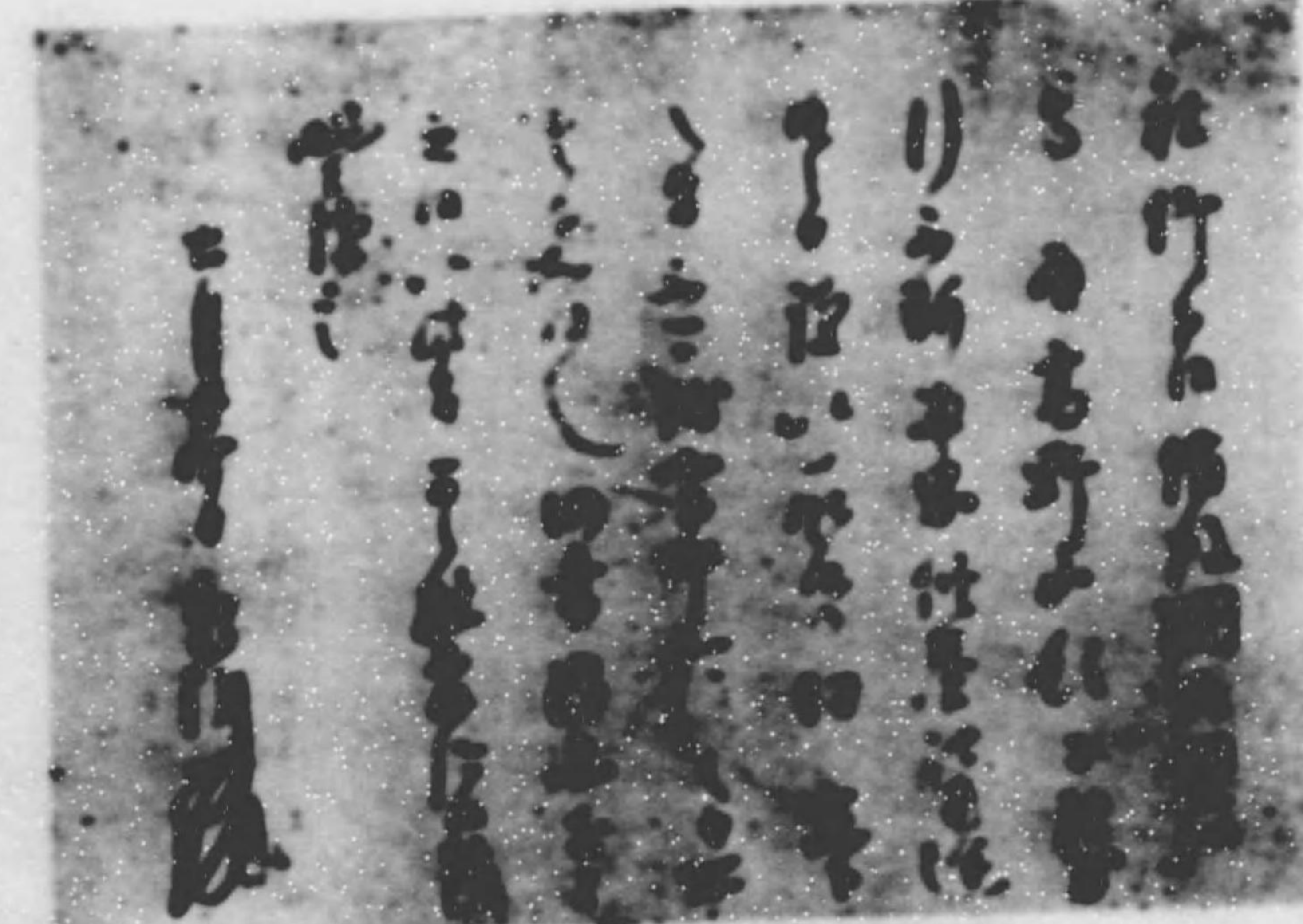
治承四年四月九日 前伊豆守正五位下源朝臣(源朝臣)

然るに、同年五月、その準備未だ整はないうちに事露れ、頼政は王を奉じて圓城寺に據つたが、延暦寺は約に反して來援しなかつたので、奈良に赴かんとして宇治に至つた時に、平知盛・重衡等の軍に追撃され、頼政は自殺し、その子仲綱・兼綱等は戦死し、以仁王は奈良に遁れる途中流矢に中つて薨せられた。頼政の擧兵はかくて失敗に歸したが、平氏追討の令旨は諸國の源氏に傳へられ、その激怒擧兵を促して遂に平氏を亡ぼすに至るのである。

頼政の擧兵に對して諸大寺がこれに與したことを知つた清盛は京都の地に不安を感じ、同年六月、天皇及び後白河・高倉二上皇を奉じて急に都を關原に遷した。關原は清盛の別荘地で、一門の邸宅もあつたのであるが、特別の準備もなく遷都したので、清盛・頼政の邸を皇居に宛てた。しかし、他の公卿等は宿るべき家もない有様で、上下の反對があり、舊都となつた京都も騒がしく、延暦寺からは遣中の請願もあり、同年内に京都に遷御になつた。したがつて、關原遷都はたゞ人心を不安動搖せしめ、益々平氏の人望を落すことを結果したに過ぎなかつた。

都は京都に遷されたが、遷都の理由であつた諸大寺に對する不安は依然として存在し、且つ、東國に於ける源氏の擧兵は大いに平氏を脅した。そこで、清盛は平清房等をして圓城寺を討たしめてその黨を燒掃ひ、平重衡等をして興福寺・東大寺を討たしめ、これ亦黨を燒掃つてさきに頼政に與したことに報復した。しかし、これも平氏は皇室に對し率つて横暴であるのみでなく、佛法にとつても敵であるといふことを示したに止まり、益々天下の僧を失ふこととなつた。かくて、平氏衰亡の兆は愈々歴然となつたのである。

三、源朝・源仲の源流 以仁王の命旨を奉じて兵を挙げた源氏では、先づ源朝と源仲とを推さなければならぬ。さきに伊豆に流された源朝は皇居二十年の間、東都の三善斎僧を通じて常に形勢を窺つてゐたが、王の命旨を拜す



源朝の御書 (文治元年御書)

文治二年七月廿四日白河上皇の御書に於て

て専ら東國の經營に力を用ひ、根據を固めて然る後に西上するの方針をとつた。

ゆや、妻の父北條時政と謀り、彼を東國の武士に飛ばし、同年八月、兵を擧げて伊豆の目代山本利官平兼盛の館を襲うてこれを斬り、進んで相模の石橋山に陣した。けれども、未だ十分の兵力が集まらないうちに平氏の家人たる相模の住人大庭景親の軍に攻められて敗れ、僅かに身を以て免かれ、海路安房に渡つた。それより下總に逃んだ頃には下總の千葉常胤、上總の平廣常等の豪族が追々来り屬し、武蔵を経て相模に入り、十月、鎌倉に所館を設けて本拠とした。清盛は源氏の舉兵をきくや、九月、源朝追討の宣旨を賜はり、平兼盛等に兵を授けて東國に向はしめた。源朝はこれを避れんとし、兵を退め、十月、源・平の兩軍は富士川を挟んで對陣したが、平氏は源氏の將武田信義が夜襲せんとしたのに驚き、一戦も交へることなく西走した。源朝の弟義経が奥州から来り會したのはこの頃のことである。而して、源朝は平氏を退撃することなく、鎌倉に歸つ

源朝に捕はれて源仲も平兵を信濃に擧げた。源仲は源朝の弟義實の子で、さきに父が叔父義平(源朝の兄)に殺された時、源朝實盛に救はれて木曾に逃れ、乳母の夫たる中原兼遠に養はれてゐたのである。以仁王の命旨を拜し、兼遠の二子樋口兼光・今井兼平等以下關中の諸豪族を率ゐて叛起し、上野より越後に入り、城長茂を破つて略々北陸道を拘へた。かくの如く、源朝に源氏が兵を擧げ、形勢漸く急迫せる秋に當り、清盛は病に罹つて、養和元年(西暦一一九一年)二月、六十四歳を以て歿し、子宗盛が嗣いたが、宗盛は凡庸にして一族統率の器にあらず、平氏の勢は俄かに衰へた。

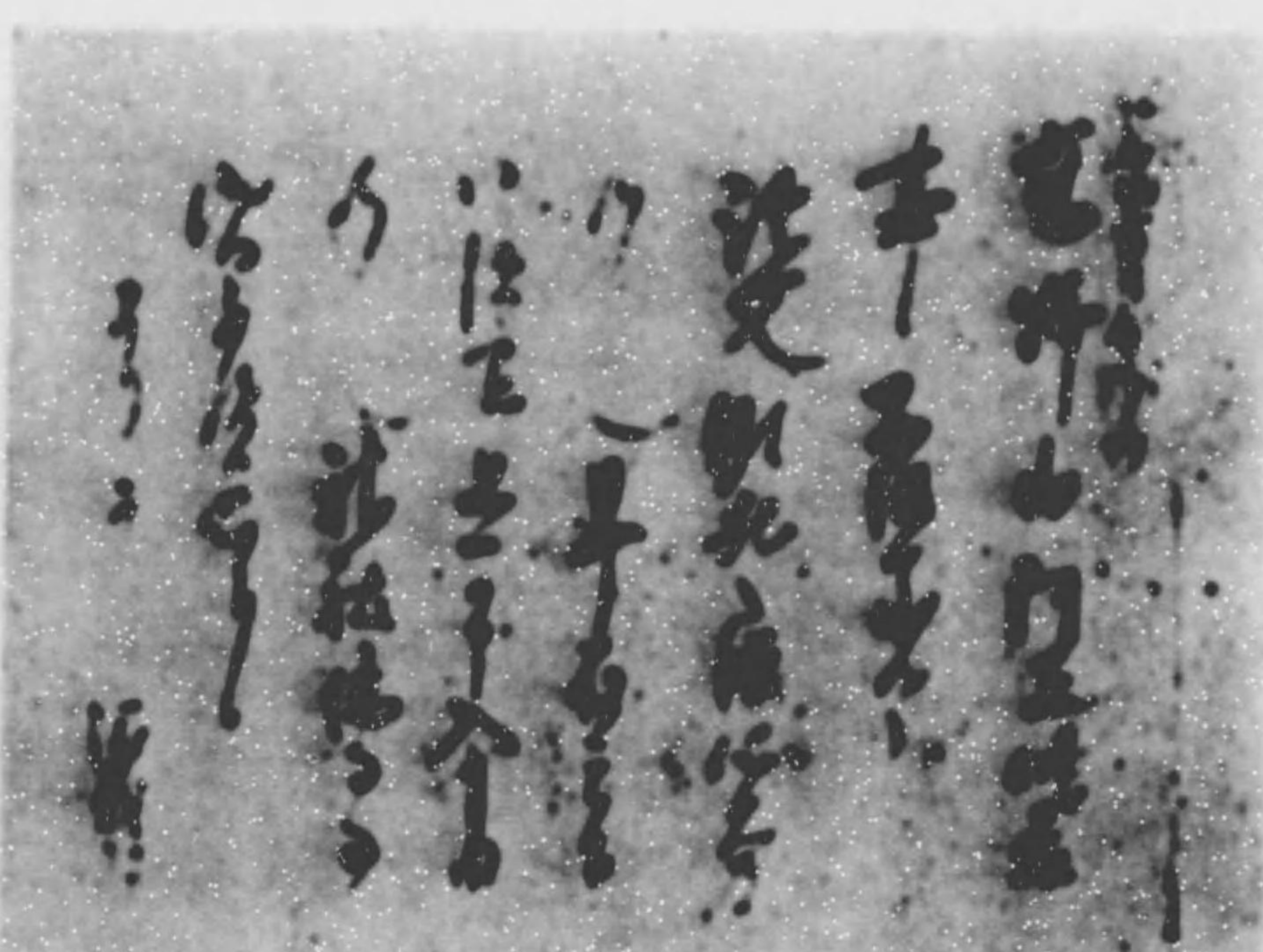
源仲は壽永二年五月、兼盛の率ゐた平氏の大軍と越中越前越後山の一戦に破り、近江に進入し、延暦寺を誘つて味方とし、進んで叡山に陣した。平氏は天皇を奉じて西國に赴くに議を決し、後白河上皇をも共に奉ずる考へであつたが、上皇はひそかに叡山に幸して源仲の軍に投じ給うたので、平氏は大いに憤恨し、壽永二年七月、宗盛は天皇・建禮門院及び神皇を奉じ、六波羅・西八條の都に大を放つて一族部黨と共に西國に走つた。これが有名な平氏の都落である。平氏の都落と共に源仲は京都に入り、平氏追討の院宣を拜し、伊豫守に任ぜられた。源仲の軍は糧食の缺乏に悩み始末を悉にし、所行畏縮を極め、源仲自身も田舎武士であつたため起原に成らず、上下の輕侮をうけたやうである。されば、上皇も源仲の都京を厭はせられて平氏追討に向すべき旨を假がされ、一方、源朝に西上の沙汰を下された。源朝は奥州の藤原氏の向背に備へるため自らは鎌倉を出でず、二弟源朝・源經に兵を授けて西上せしめることとした。源仲は平氏を追つて播磨に西下し、將を備中に出して平氏と戦つたが、源朝の兵が西上するときを以て歸京し、上皇の冷遇を憤り、上皇の法住寺殿を焼打し、攝政基通以下院の親近者の官を罷め、同年十二月、奏請して源朝追討の院宣を受け、翌三年正月、征夷大將軍に任ぜられた。

この時、天下の形勢を概観すれば、さきに西走した平氏は、壽永二年八月、九州大宰府に至り、こゝに行宮を營ん
 だが、九州の諸族中平氏に叛くものが出るに及んで長門に移り、目代紀伊光季が兵船百三十艘を獻したので、これを
 率ゐて更に四國に渡り、讃岐の屋島に行宮を造營したが、翌三年正月には福原に歸り、九州・中國・四國の大部を地
 盤として京都を回復せんとする勢であつた。頼朝は東國を従へて鎌倉にあり、義仲は北陸・近畿を服して京都にあり、
 朝は三者は天下を三分して各々その一を保つといふ形勢にあつたのである。

されば、義仲は福原の平氏と和し、遠く奥州の藤原氏と結び、以て頼朝を挟撃せんと謀つたが、その未だ成らざる
 間に頼朝の軍は京都に逼つてきた。すなはち、壽永三年正月、義仲は勢多より、義経は宇治より進んできたので、義
 仲は宇治・勢多の兩橋を撤し、都將をしてこれを防がしめ、自らは京都に在つて若し戦が敗れたならば後白河上皇を
 奉じて北陸に走らんと企圖してゐた。然るに、義経は宇治を破つて京都に攻入つたので、義仲は勢多に赴かんとした
 が、こゝも亦破れ、殘兵を率ゐて北陸に走る途中、粟津に於て戦死した。さきに征夷大將軍に任ぜられてよりこゝに
 至る僅に十日であつた。義仲は武將としてはすぐれてゐたが、政略に乏しく、遂に不事な最後をとげたのであるけれ
 ども、平氏の軍を急追してこれを西海に走らしめ、局面を一轉せしめた功績は大いに認めなければならぬ。

● 平氏の滅亡 義仲を亡ぼした頼朝・義経は直ちに平氏追討の院宣を受けて京都を發し、義仲は播磨路より、義
 経は丹波路より一、谷に向つた。同年二月、義経は平賀盛の率ゐる平氏の軍を三草山に破り、都將土肥實平をして一
 、谷の西門に向はしめ、頼朝は東門に逼つた。平氏は専ら東西二門の防禦に當り、背後は鴨籠の險を恃んで備を設け
 なかつたが、義経はその處を衝き、これを下つて突入し、火を城中に放つた。平氏の軍は周章して度と失ひ、宗盛は

天皇・神器を奉じて海に浮び、讃岐の屋島に走つた。これが一、谷合戦である。この戦に平氏方は通盛・忠度以下多



皇寺基開命【文治御自願書】
 のもたへ興に山野高日二月五年元壽元年三永壽

く一門の將を失ひ、重衡は捕虜となつた。後に重衡はさきに東大
 寺・興福寺を焼打した罪に問はれて大和の奈良坂に於て斬られた。
 一、谷の戦の後、平家は内海の海上權を握り水軍を有してゐる
 に反し、源氏は水軍をもたないため、これを急追することが出来
 なかつた。そこで、頼朝は先づ東國の兵を以つて中國及び九州を
 經略して平氏を孤立せしめ、おもむろに討伐するといふ持久の策
 を立て、頼朝を鎌倉に召還し、義経に近畿を鎮撫せしめ、更に堀
 原景時・土肥實平等をして中國の經營に當らせた。やがて、同年
 八月、義仲を平家追討の總大將とし、兵を率ゐて西上せしめた。
 義仲は京都に入り、九月、西下の途に上り、非常の困難を侵して
 翌四年正月、九州に渡つた。かくして、一、谷の戦後一箇年を費
 して漸く平氏を包圍孤立せしむるの態勢を整へることが出来た陣
 である。

しかし、頼朝は陸軍長驅して九州に在り、後方の連絡不十分にして糧食にも窮し、加之、平氏の海上權は尙侮り難
 く、ことに九州には平家の勢力が強かつたので、九州に渡りはしたものの、殆ど進退兩難に陥つた形であつた。一方、

義経は近畿経略の術に當つてゐるうち、戦功によつて左衛門尉に任じ、檢非違使に補せられたが、兄の許を得ないで任官したといふ處で頼朝の不興を蒙り、平氏追討の大將にも用ゐられず、義経のみが西國に向つたのであつた。けれども、形勢斯くの如くなつた上は、一舉に四國の平氏を伐つるの要に逼られたので、頼朝も義経を起用せざるを得なくなり、これを義経に命じたのである。

壽永四年四月、義経は死を決して京都を發し、播磨に於て準備を整へ、二月、暴風を犯して僅かに手兵百五十騎と共に阿波に渡つた。そして、牟禮・高松の民家に火を放ち、屋敷を襲つたのである。平氏は全く豫期しない神速なる奇襲に愕き、源氏の大軍が押し寄せたものと思ひ誤り、急遽海上に逃れ、こゝに海陸水を挟んで源・平屋島の合戦が行はれた。義経が播磨の渡邊を出發したのが二月十八日で、屋島の戦は翌二十九日であつた。義経の行動が如何に敏速にして敵の意表に出でたものであるかを知るに足るであらう。平氏は志度、浦に退いたが、また破れ、遂に速く西に走つて彦島(下關海峽外口)に據り、こゝに本營を構へた。

平氏の西走と共に四國の豪族は續々源氏に附き、内海東部の海上權は義経の手に歸し、頼朝は大兵を擁して豊後にあり、平氏は水陸兩面に敵を受けてその滅亡は必至の運命となつた。義経は水軍の準備に一箇月を費し、三月、八百餘艘の兵船を率ゐて平氏の本據に逼り、長門の滿珠島(下關海峽内口)附近まで進んだ。平氏はこれを遠へ擊たんとして五百餘艘の兵船を以て彦島を發し、豊前田、浦沖に陣し、三月二十四日正午頃より兩軍の合戦は始まつた。初め平氏の兵よく戰ひ、源氏は苦戰に陥つたが、後、平氏の軍中に内應者が現れ、源氏の好勢に轉じ、平氏は憤、浦に壓迫され、夕刻、源は平氏の全敗に終つた。この戰に安徳天皇は按察局に抱かれて建禮門院と共に海に投じ給ひ、清盛の妻

は神劍・神璽を奉じて入水し、知盛以下の一門は宗盛・清宗父子及び時忠が捕虜となつた外、悉く羣壯の最後を遂げて平氏の東歸を飾つた。時に壽永四年三月二十日、平治の亂よりこゝに至る二十五年、清盛が太政大臣となつてより十八年である。

建禮門院は源氏方にて救ひ參らせ、神劍・神璽は全きを得たが、神劍は水底深く沈んで遂にその所在を失つた。四月、義経は神器及び建禮門院を奉じて京都に凱旋し、こゝに神璽は三年振りで皇居に還御されましたのである。先帝と共に沈み給つた神劍は賽の御座の御劍を以て代へ、後、更に皇大神宮の神寶たる御劍を以て代へ給うた。宗盛父子は一旦鎌倉に送られ、後、近江に於て斬られた。

これより先、平家が都落して西に走るや、壽永二年八月、京都に於ては後白河上皇の院宣によつて高倉天皇の皇子尊成親王が位に御かれ、後鳥羽天皇と申し上げる。そのためしばらくの間は、同時に二天皇があらせられる形となつたが、安徳天皇は神璽と共にましましたのであるから、天皇崩御の後を後鳥羽天皇の御代とするのが正しいのである。

平氏時代二十餘年の國史上に於ける意味を考へるならば、平氏は武を以て天下の權を掌握し、全盛を誇つてゐる間に自ら公家化して、結局、武に於て敗れ亡んだが、舊社會に清新の氣を注ぎ、ついで起る武家政治の序幕をなし、それへの素地をつくつた。嗣は公家政治より武家政治への過渡的役割を果したものと見ることが出来るであらう。

昭和十二年十月十日印刷
昭和十二年十月十五日發行

新編等小學算術

(第六五號)

著者 渡邊貞雄

東京市日本橋區通三丁目一

印刷 河出孝雄

東京市牛込區早稻田町一〇七

印刷所 廣文社印刷所

發行所 東京市日本橋區通三丁目一 成美堂書店

版權
所有

本 製 田 寺

6
5